

令和7年度版

進路のしおり



虹の原特別支援学校
高等部対馬分教室
進路指導部

目 次

【1章 高等部卒業後の進路について】

1	進路先の種類……………	1
2	進路先の概略図……………	2
3	進路先の概要……………	3
4	生活（宿泊）に関する福祉サービス……………	4
5	対馬市内の障害福祉事業所一覧……………	5
6	卒業生の進路状況（過去5年間）……………	6

【2章 実習について】

1	実習の目的……………	7
2	実習スケジュール……………	8
3	主な実習先一覧……………	9

【3章 進路決定について】

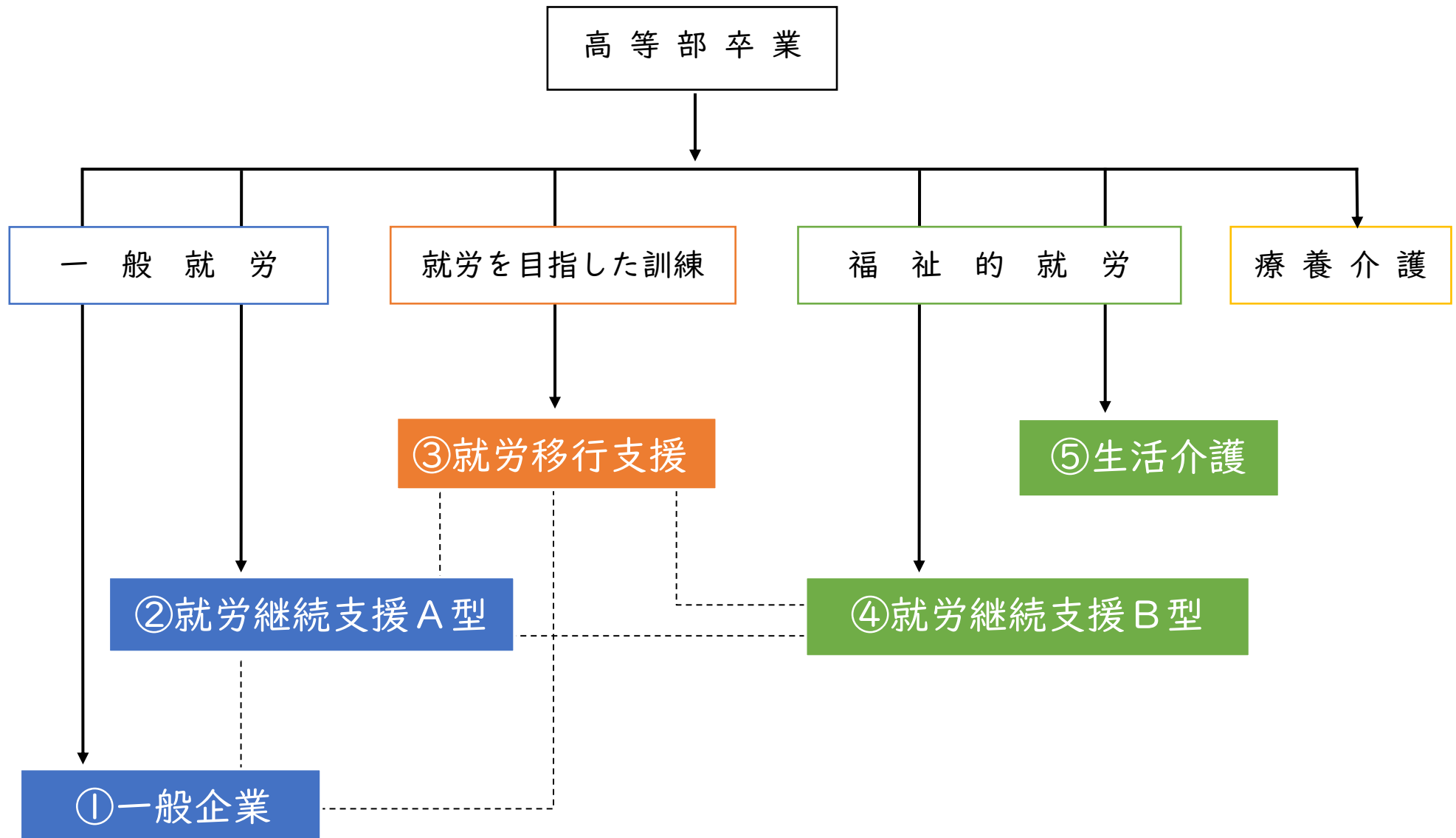
1	進路決定までの流れ……………	11
2	生活（宿泊）に関する福祉サービス利用申請……………	15
3	就労支援に関わる支援機関……………	16
4	将来に関わる制度……………	17
5	支援機関の連絡先一覧……………	18

【1章 高等部卒業後の進路について】

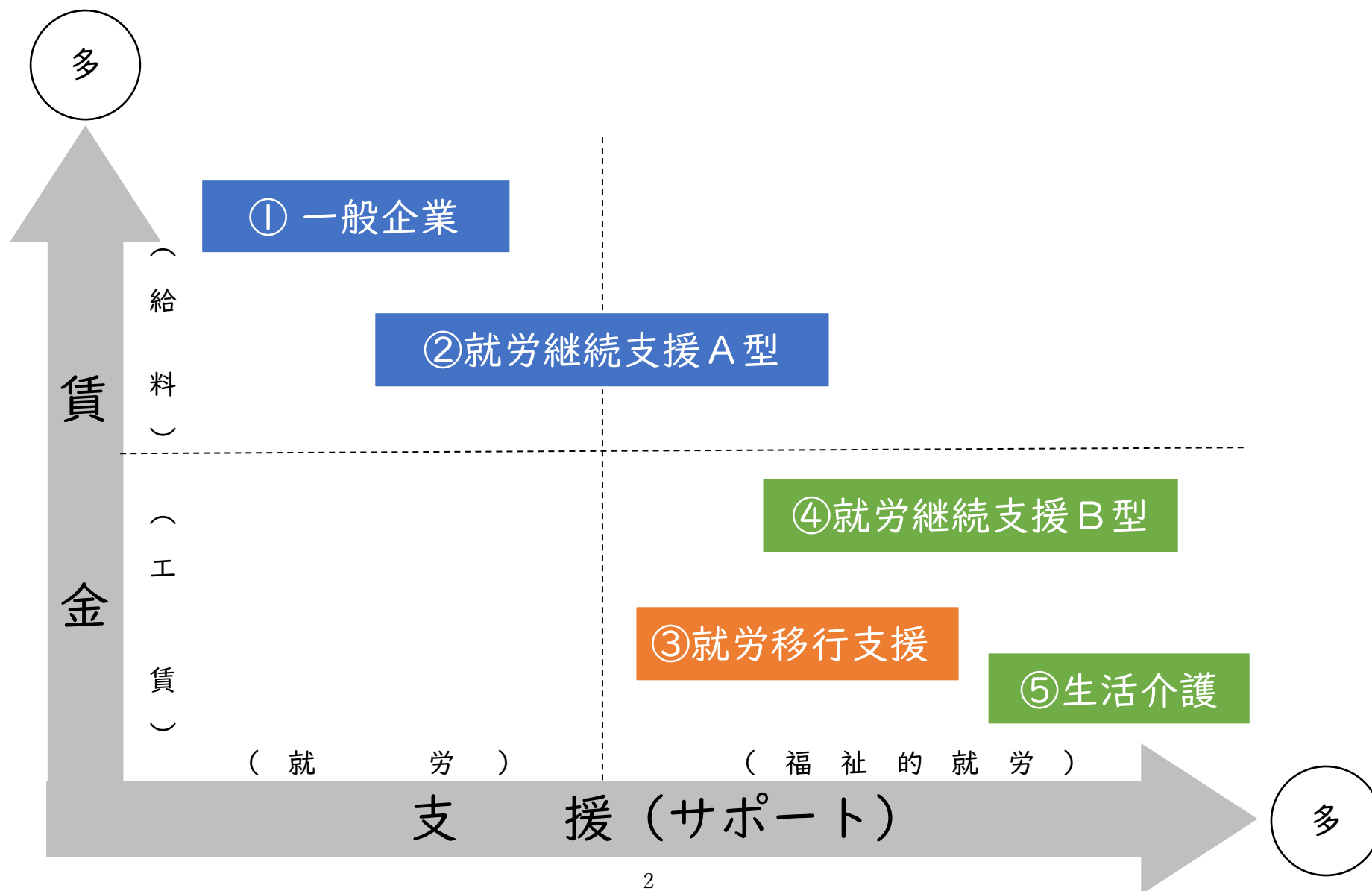
- 1 進路先の種類
- 2 進路先の概略図
- 3 進路先の概要
- 4 生活（宿泊）に関する福祉サービス
- 5 対馬市内の障害福祉事業所一覧
- 6 卒業生の進路状況（過去5年間）



I 進路先の種類



2 進路先の概略図



3 進路先の概要

一般企業

民間企業や公的機関等で雇用関係に基づき働く。

企業によっては、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社（特例子会社）がある。

雇用形態	○正社員又は、パート・契約社員 など (パート契約が多く、企業によっては正社員登用の制度あり)
就業時間	○一日6時間～8時間程度 (健康保険・厚生年金保険などの雇用条件は要確認)
賃金	<u>全国平均：手取り12万円程度</u> ○月額又は、時間額 など (企業によっては、昇給・賞与の制度あり)

就労継続支援A型

雇用型の福祉サービスを利用しながら、事業主と雇用関係を結び、労働基準法に準じて業務を行う。

雇用形態	○パート
就業時間	○一日4時間～8時間程度
賃金	<u>長崎県の平均賃金：93,367円</u> (最低賃金：953円 ※R6年10月現在) ○最低賃金による時間額 など (事業所によっては、最低賃金以上の金額)

就労移行支援

一般就労を希望する方に、一定期間、生産活動や職場体験等の機会が提供され、就労と定着を目指す。

利用期間	○生涯において、 <u>原則2年間</u>
訓練内容	○職業生活能力（体力、集中力など） ○日常生活能力（マナー、挨拶、身だしなみなど） ○職場見学・実習 ○求職活動 など
賃金	○基本的に、賃金は支給されない。 (事業所によっては、施設外就労等を行った場合等に支給あり)

就労継続支援B型

一般企業等と雇用契約を結んで働くことが難しい障害のある方に対する非雇用型の福祉サービス。

サービス内容	○生産活動等の働く機会 ○知識及び能力の向上のために必要な訓練 など
作業時間	○一日3～6時間程度 (個人の希望時間に合わせることができる)
賃金 (工賃)	長崎県の平均工賃：19,342円 ○時給換算で、100～300円程度 (施設により、支給される工賃の幅は広い)

生活介護

常に介護を必要とする方に対して、必要な援助を幅広く提供する福祉サービス。

サービス内容	○日常生活における介護 ○生産・創作的活動 ○健康維持・増進支援 など
賃金 (工賃)	全国平均工賃：3,000円程度 ○生産活動の内容によっては、工賃が支給される。
その他	○施設入所支援と併用している施設が多い。

4 生活（宿泊）に関する福祉サービス



	短期入所 (ショートステイ)	共同生活援助 (グループホーム)	生活訓練 (宿泊型自立訓練)
概要	もしものときのため や介護者の休息のため に利用できるサービス	支援を受けながら自 立した共同生活を営む サービス	施設の同居を利用し て、日常生活能力を向 上させるサービス
利用期間	最長で連続30日間	基本的に制限はない	原則2年間
おおよそ の 費用	【2週間利用】 約12,000円 ・朝、夕の食事代 ・生活費 など含む	【1か月】 約80,000円 ・家賃 ・朝、夕の食事代 ・光熱費 など含む	【1か月】 約55,000円 ・家賃 ・朝、夕の食事代 ・光熱費 など含む

5 対馬市内の障害福祉事業所一覧

就労継続支援B型事業所

1	上県地域活動所 さわやか	〒817-1602 上県佐須奈甲603-3	TEL：84-2288	(特) 仁愛会
2	ワークハウスほのぼの	〒817-0016 厳原町東里野良223-1	TEL：52-6366	(福) 米寿会
3	杉の木ホーム	〒817-0322 美津島町雞知甲882-6	TEL：54-5066	(福) 米寿会
4	あゆみ園	〒817-2231 上対馬町琴字茂木ノ浜 1169-1	TEL：87-0085	(福) 米寿会

生活介護事業所（施設入所支援を含む）

1	障害者支援施設 「対馬恵風館」	〒817-1202 豊玉町和板字和板原 無番地	TEL：58-0888	(福) 梅仁会
---	--------------------	-------------------------------	-------------	------------

共同生活援助

1	共同生活援助事業所 もみの木	〒817-0016 厳原町東里宇野良233-1	TEL：52-6366	(福) 米寿会
---	-------------------	----------------------------	-------------	------------

※就労継続支援A型及び就労移行支援は、R7年4月現在、対馬市内にはありません。

6 卒業生の進路状況（過去5年間）

種類	進路先	仕事内容	所在地
企業	対馬老人ホーム	清掃	対馬市
企業 (特例子会社)	プレナスワークサービス	店舗周りの清掃 農作業	福岡市
就労移行支援	スプラライフ博多センター	ビジネスマナー パソコン入力	福岡市
B型	あゆみ園	しめ縄作り	対馬市
B型	上県地域活動所 さわやか	創作	対馬市
B型	ワークハウスほのぼの	清掃 手芸	対馬市
B型	杉の木ホーム	清掃 しめ縄作り	対馬市
B型	オードリー	菓子作り	佐世保市
生活介護	こすもす園	紙袋作り 封入	福岡市
訓練校	佐賀県立九千部学園	※閉園	鳥栖市
訓練校	長崎能力開発センター (ポステック科)	※閉校	雲仙市

【2章 実習について】

- 1 実習の目的
- 2 実習スケジュール
- 3 主な実習先一覧

I 実習の目的

一般企業や福祉事業所で実習を行い、働くために必要な力を身に付け、発揮する。

○各学年の目的

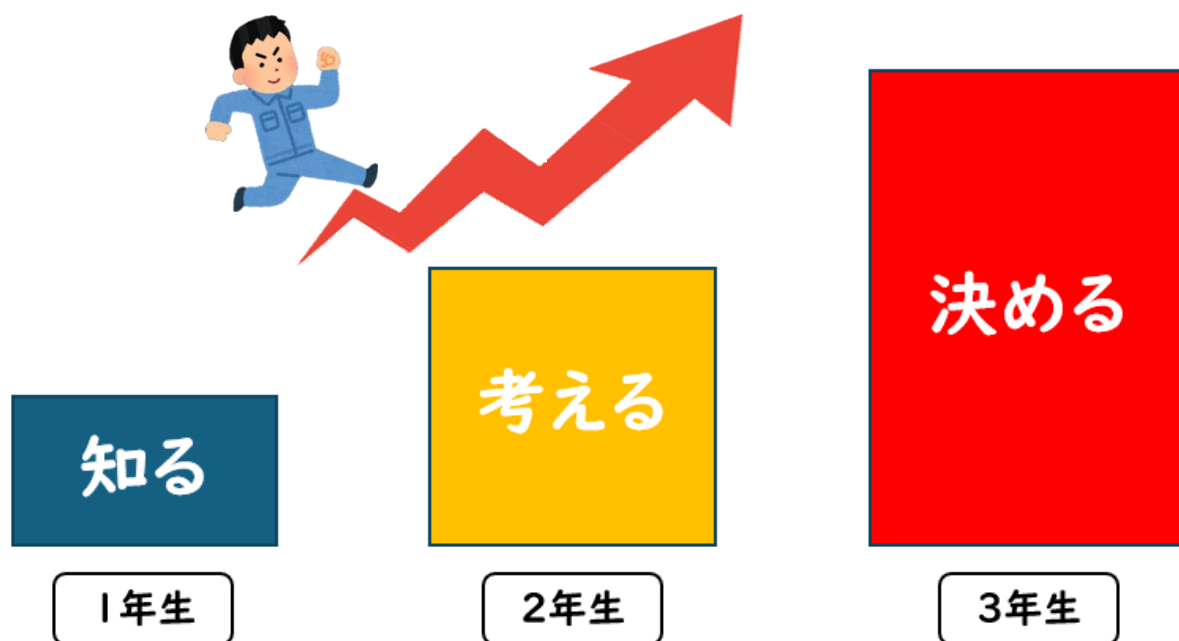
時期	1 年生	2 年生	3 年生
6 月	<u>校内実習</u> ○現在の自分の長所や課題を知る。 ○終日作業の生活リズムの定着を図る。	<u>2 前期現場実習</u> ○前回の実習課題を基に、個人で目標を設定する。 ○色々な職種を経験し、選択の幅を広げる。	<u>4 前期現場実習</u> ○卒業後の進路先と考えられる実習先で実施し、適当であるかの判断材料とする。
10 月	<u>1 後期現場実習</u> ○自分の課題（長所・短所）を見つめる。 ○働く意識や態度を身に付け、自信を付ける。	<u>3 後期現場実習</u> ○前回の実習課題を基に、個人目標を設定し、挑戦する。 ○色々な職種を経験し、自分の適性を知る。	<u>5 後期現場実習</u> ○卒業後の進路先としての実習を行い、実習先から最終的な評価をもらって進路先を決定する。

※特別実習について

実施時期：11月～2月（長期休業中は除く）

対象生徒：3年生

目 的：企業からの要望や就労アセスメント実施などのため。



2 実習スケジュール（令和7年度）

○校内実習（1年生）、前期現場実習（2・3年生）

期間	内容
4月下旬	進路面談
6月 2日（月）	実習先発表
6月2日（月） ～ 6月6日（金）	事前挨拶
6月13日（金）	壮行会
6月16日（月） ～ 6月27日（金）	校内実習、前期現場実習
6月30日（月）	報告会

○後期現場実習（全学年）

期間	内容
7月下旬	進路面談
10月6日（月）	実習先発表
10月 6日（月） ～ 10月10日（金）	事前挨拶
10月17日（金）	壮行会
10月20日（月） ～ 10月31日（金）	後期現場実習
11月 4日（火）	報告会
1月下旬	進路面談

※実習スケジュールは、変更になる場合があります。

実習における確認事項

- 壮行会及び報告会について、保護者の方の参観は可能です。
- 事前挨拶の日程は、実習先の都合を優先します。
- 実習最終日は、実習先と評価会を行います。（生徒・保護者・担任）
- 多忙な中、実習を受け入れていただいておりますので、実習期間中は、可能な限り家庭の都合による欠席がないようにしてください。
- 島外への実習は、長崎県教育委員会の指導により、原則3年生から行います。

3 主な実習先一覧

○対馬市内の一般企業（一部抜粋）

職種	企業名	所在地
事務 ・ スタンプ押し ・ 封入	太田商店	厳原
	博物館／歴史研究センター	厳原
サービス ・ 商品陳列 ・ 接客 ・ タオルたたみ	田中リネンサービス	厳原
	スーパーサイキ美津島店	美津島
	ダイレックス	美津島・峰
生産 ・ パン製造 ・ 菓子製造 ・ 洗い物 ・ 箱折り ・ ラベル貼り	大地のめぐみ	美津島
	白嶽酒造	美津島
	対馬地域商社	豊玉
	根津菓子店舗	豊玉
清掃 ・ 施設内清掃 ・ 施設外清掃 ・ ベッドメイク ・ 洗車	特別養護老人ホームいづはらⅡ	厳原
	つしま彩光園	厳原
	対馬交通	厳原
	トヨタレンタカー	厳原・美津島
	オリックスレンタカー	美津島
	対馬老人ホーム	美津島
	ホテル空港イン	美津島
	対馬グランドホテル	美津島
	特別養護老人ホームわたづみ	豊玉





○長崎県内（島外）の一般企業・福祉事業所等

所在地	種類	企業名・事業所名	仕事内容
大村市	A・B型 移行支援、入所	大村パールハイム	真珠加工
	A型 移行支援	グッド・バランス	A型：製品 移行：在宅
諫早市	A型	ブルースカイ	弁当作り
	移行支援	わーくかんまち	ラベル貼り 箱詰め
佐世保市	A・B型 GH・宿泊	オードリー勝富事業所	A型：ベッドメイク B型：菓子製造
長崎市	B型 生活介護	ながさきワークカレッジ	木工制作 箱折り



○福岡県内の一般企業・福祉事業所等

所在地	種類	企業名・事業所名	仕事内容
福岡市	企業	GU天神店	清掃 品出し
	企業 (特例子会社)	プレナスワークサービス	清掃
	企業 (特例子会社)	J R九州パレットワーク	清掃 事務補助
	企業 (特例子会社)	エイジェックフレンドリー	清掃 データ入力
	企業 (特例子会社)	西鉄ウィルアクト	清掃 データ入力
	企業 (特例子会社)	あなぶきパートナー九州	清掃 データ入力
	A型	サンクスラボ博多オフィス	パソコン作業
	A型	向日葵ときめき配送センター	ピッキング 包装
	移行支援	スプラライフ博多センター	ビジネスマナー パソコン作業
	B型	ウィンライフ	封入 ラベル貼り

【3章 進路決定について】

- 1 進路決定までの流れ
- 2 生活（宿泊）に関する福祉サービス利用申請
- 3 就労支援に関わる支援機関
- 4 将来に関わる制度
- 5 支援機関の連絡先一覧



I 進路決定までの流れ

一般企業

①求職登録

- ・ハローワークのサービスを利用するために必要な手続き。（※P.16）
- ・一般企業が公開している障害者求人票か、本人専用の非公開の求人票に応募し、ハローワークから紹介状をもらう。（求人票を出す時期は企業による。）
- ・ハローワークで求職登録するときは、事前予約が必要となる。



②採用内諾

- ・現場実習又は、特別実習を通して一般企業から採用内諾をもらう。



③採用決定

- ・一般企業が設定する就職面接や採用試験を受け、評価基準を満たせば採用決定。



④雇用条件の確認会（企業、本人・保護者、学校、ハローワーク）

- ・雇用形態、賃金、就業時間、保険、年金などの雇用条件について確認を行う。



⑤雇用契約

- ・一般企業と契約書類を取り交わす。
- ・最短で、卒業式の翌日から働くことができるが、3月分の保険料が発生し、手取りなしの場合があるため、就労開始をいつにするかは要検討である。



⑥ナカポツ登録（本人、保護者）

- ・就職後、就業面や生活面の支援を受けるために、登録が必要である。



⑦ケース会議（担任、職業センター、ナカポツ）

- ・本人の就業面や生活面などの引継ぎを行い、ジョブコーチを含めた具体的な支援について話し合う。（場合によっては、ハローワークや企業も参加）
- ・トライアル雇用の場合は、ハローワークも支援を行うため参加は必須となる。

就労継続支援A型

【雇用契約を結ぶ手続き】

①求職登録

- ・ハローワークのサービスを利用するために必要な手続き。（※P.16）
- ・事業所が出す求人票に応募し、ハローワークから紹介状をもらう。（求人票を出す時期は事業所による。）
- ・ハローワークで求職登録するときは、事前予約が必要となる。

②採用内諾・決定

- ・現場実習又は、特別実習を通して事業所から採用内諾をもらう。

利用する事業所と契約、利用（就労）開始

【福祉サービス利用の手続き】

①サービスの利用申請（※P.14）

- ・市役所（福祉課）へ申請する。

②相談支援事業所と契約

③障害者支援区分の認定調査

- ・相談支援員や福祉課が、本人、保護者に心身の状況や日常生活の様子などの聞き取り。

④サービス受給者証の発行

利用する事業所と契約、利用（就労）開始

就労移行支援

①サービスの利用申請（※P.14）

- ・市役所（福祉課）へ申請する。

②相談支援事業所と契約

③障害者支援区分の認定調査

- ・相談支援員や福祉課が本人、保護者に心身の状況や日常生活の様子などの聞き取り。

④サービス受給者証の発行

⑤利用する事業所と契約、利用開始



①就労アセスメント（就労能力の評価）

島内

実 習 先：島内のB型事業所

就労アセスメント：対馬障害者就業・生活支援センター（対馬ナカポツ）

そ の 他：「ナカポツ」「B型事業所」「市役所（福祉課）」「相談支援事業所」に確認を取り、進めていく必要がある。

島外パターン(1)

実習先&就労アセスメント：就労移行支援事業所

そ の 他：移行支援事業所を利用するためのサービス受給者証を発行してもらい、契約を結ぶ必要がある。（P.12 就労移行支援事業を参考）

島外パターン(2)

実 習 先：島外のB型事業所

就労アセスメント：就労移行支援事業所

そ の 他：移行支援事業所を利用するためのサービス受給者証を発行してもらい、契約を結ぶ必要がある。（P.12 就労移行支援事業を参考）

島外パターン(3)

就労アセスメント：就労移行支援事業所（実習ではなく、学校の様子からアセスメント）

そ の 他：島外から就労移行支援事業所を呼ぶ必要があるため、前年度から、市役所（福祉課）に予算の捻出を検討してもらう必要がある。移行支援事業所を利用するためのサービス受給者証を発行してもらい、契約を結ぶ必要がある。（P.12 就労移行支援事業を参考）



②サービスの利用申請（※P.14）

- ・市役所（福祉課）へ申請する。



③相談支援事業所と契約（※P.18）

④障害者支援区分の認定調査

- ・相談支援員や福祉課が本人、保護者に心身の状況や日常生活の様子の聞き取り。



⑤サービス受給者証の発行



⑥利用する事業所と契約、利用開始

①サービスの利用申請（※P.14）

・市役所（福祉課）へ申請する。



②相談支援事業所と契約（※P.18）

③障害者支援区分の認定調査

・相談支援員や福祉課が本人、保護者に心身の状況や日常生活の様子聞き取り。



④サービス受給者証の発行



⑤利用する事業所と契約、利用開始

福祉サービス利用申請に関する確認事項

○サービス利用者（生徒本人）が18歳未満の場合は、保護者が契約者となる。

○契約者の収入状況によって、サービス利用料の上限が異なる。

（実習でのショートステイ利用や、就労アセスメントのための就労移行支援の利用の際は、場合によっては利用料が発生する。実習に掛かる費用の詳細については、相談支援事業所や利用する事業所、又はサービス受給者証に記載してある利用者負担額を確認する。）

○18歳未満でサービス利用の申請を行う場合は、手続きに時間がかかるため、最低でも1か月前には申請を行う。

○市役所（福祉課）から発行されたサービス受給者証は、家庭で保管を行い、利用期間を過ぎたり、年齢等が変更になったりした場合は、再度、市役所（福祉課）へ発行を申し出る必要がある。

2 生活（宿泊）に関する福祉サービス利用申請

短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）、生活訓練（宿泊型自立訓練）

①サービスの利用申請（※P. 14）

- ・市役所（福祉課）へ申請する。



②相談支援事業所と契約（※P. 18）

③障害者支援区分の認定調査

- ・本人、保護者に、心身の状況や日常生活の様子などの聞き取り。



④サービス受給者証の発行



⑤利用する事業所と契約、利用開始

- ・最短で、卒業の翌日から利用ができる。
- ・共同生活援助や生活訓練を3月末から利用するときは、数日程度の利用でも1か月分の家賃が発生する可能性があるため、入所日は要検討。

生活（宿泊）に関する確認事項

- ショートステイが利用できる障害者支援区分は、「1」以上。
- グループホームが利用できる障害者支援区分は、施設によって異なるため、確認が必要。
- グループホーム（体験入居含む）の利用について、要件を満たせば、上限1万円の補助金が付く。（詳細については、相談支援事業所か利用する事業所へ確認）
- 県外の事業所を利用する場合は、長崎県発行の療育手帳から変更されないため、手帳の更新などは長崎県で申請する必要がある。（判定などを他県で希望する場合は、早めに「長崎子ども・女性・障害者支援センター」に相談する。）

3 就労支援に関わる支援機関

指定相談支援

障害のある方やそのご家族に対して全般的な相談支援を行い、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

基本相談支援	○様々な困りごとに関する相談支援 ○各種サービスや専門機関についての情報提供
計画相談支援	○サービス等利用計画の作成 ○サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

ハローワーク（公共職業安定所）

就職する際に必要な手続きの中心的な役割を担っている機関。利用する際は、事前に予約を行う。

職業紹介	○窓口やオンライン上で、求人票の公開 ○求人票の応募に際する紹介状の発行
トライアル雇用の案内	○本人と企業がお互いを理解して、安心して無期雇用へ移行できるように、原則3か月、企業で試用雇用として働いてみる制度
ジョブコーチの案内	○ハローワークが、長崎障害者職業センターへ取り次ぐ ○本人や一般企業が利用に同意し、申し込む
重度判定の案内	○一般企業の雇用対策上の判定 ○長崎障害者職業センターが実施する
職業訓練の紹介	○様々な職業訓練の受講あっせん

障害者職業・生活支援センター（通称：ナカポツ）

雇用及び福祉の関係機関と連携しながら、障害のある方の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関である。支援を受ける前に、登録が必要になる。

職場定着	○職場訪問 ○仕事に関する様々な相談支援
関係機関との連絡調整	○ハローワークや医療機関など様々な機関と連携した、一体的な支援
生活に関する助言	○生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの助言 ○年金、余暇活動などの助言

地域障害者職業センター

ハローワークやナカポツとの密接な連携の下、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供している。

ジョブコーチ支援	○ジョブコーチは、「事業主」「対象者（本人）」「家族」に対して、助言や支援を行い、職場定着を図る。 ○支援期間は、2～4か月が標準。
重度判定	○本人及び、ハローワークからの依頼に基づいて、重度判定を実施する。

区障がい者基幹相談支援センター（福岡県）

障害のある方やその家族のために、地域に密着した相談窓口で、障害のある方やその家族の日常生活の様々な相談を受ける役割をしている。

日常生活の支援	○障害福祉サービスの利用に関する相談 ○暮らしに関する相談 ○専門機関の紹介 ○権利擁護の相談 ○緊急時の支援
---------	---

4 将来に関わる制度

○特別児童扶養手当

支給要件	○20歳未満で、精神又は障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される（所得制限あり）
支給月額	○1級 月額56,800円 ○2級 月額37,830円（※R7年4月現在）
申請窓口	○市役所（こども未来課）

○障害基礎年金

支給要件	○20歳未満で、精神又は障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される（所得制限あり）
支給月額	○1級 年金額1,039,625円 ○2級 年金額 831,700円（※R7年4月現在）
申請窓口	○市役所（こども未来課）

○成年後見制度

対象	○障害者や高齢者など、判断能力や生活状況に困難がある人
代理人	○本人にとって最も安心・安全で、本人の最大限の利益を考えて行動できる人や法人など
支援内容	○以下の内容などを代理人が管理して支援する ・貯金の引き出し ・施設への入所契約、病院への入院契約 ・不利益を被る契約の取り消し

○日常生活自立支援事業

対象	○障害者や高齢者など、判断能力や生活状況に不安がある人
代理人	○社会福祉協議会
支援内容	○以下の内容などを代理人が管理して支援する ・福祉サービスを利用する支援 ・日常生活の金銭管理に関わる支援 ・日常生活に必要な事務手続きに関わる支援

5 支援機関の連絡先一覧

○対馬市役所

福祉課	〒817-1292 豊玉町仁位380	TEL:58-1119
こども未来課	〒817-1292 豊玉町仁位380	TEL:58-1117

○指定相談支援事業所

対馬市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	〒817-1201 豊玉町仁位94-5	TEL:58-1432
障害福祉相談支援事業所 梅仁会「ふれあいさぽーと」	〒817-1201 豊玉町仁位1012	TEL:58-8450
米寿会 「相談支援センター」	〒817-0322 美津島町雞知乙511-3	TEL:54-3344

○ハローワーク

ハローワーク対馬	〒817-0013 厳原町中村642-2	TEL:52-8609
----------	-------------------------	-------------

○ナカポツ

米寿会 対馬障害者 就業・生活支援センター	〒817-0001 厳原町小浦96-5	TEL:52-6911
障害者就業・生活支援センター 野の花	〒810-0001 福岡市中央区天神3-14-31	TEL:092-729-9987

○地域障害者職業センター

長崎障害者職業センター	〒852-8104 長崎市茂里町3-26	TEL:095-844-3431
-------------	-------------------------	------------------

○区障害者基幹相談支援センター

中央区障がい者基幹 相談支援センター	〒810-0034 福岡市中央区笹丘2-24-35	TEL:092-738-3314
-----------------------	------------------------------	------------------

※小学校区で、担当区域が異なる。

○障害年金

ねんきんダイヤル	月曜日 8:30～17:00 火～金曜日 8:30～17:15	TEL:0570-05-1165
諫早年金事務所	〒854-8540 諫早市栄田町47-39	TEL:0957-25-1662

○権利擁護

対馬市社会福祉協議会 権利擁護センターつしま	〒817-1201 豊玉町仁位94-5	TEL:58-0071
---------------------------	------------------------	-------------

